

販売代理店契約・顧客紹介契約書(一次代理店用・雛型)

株式会社 DENKANOHOTO(以下「甲」という。)と [] (以下「乙」という。)は、甲が提供するサービスについて、乙による直接販売代理店業務又は顧客紹介業務に関して、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。乙が行う取引類型は、本契約末尾の選択欄に定めるとおりとする。

第1条(契約の目的)

甲は乙に対し、甲が提供するサービス(第2条に定義する。)について、乙が選択した取引類型(本契約末尾の選択欄に定める。以下同じ。)に応じ、甲の直接販売代理店又は顧客紹介先として、顧客の開拓、顧客対応窓口業務(未回収時の対応を含む。)、本契約に定める業務、その他の販売関連業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(定義)

本契約において、以下の用語は次の意味を有する。

- (1) 「本サービス」とは、甲が「鎧 YOROI」の名称で提供する、インターネットを利用した個人の身元・履歴もしくは行動に関する調査もしくは分析、またはインターネットを利用した個人もしくは企業の逮捕歴や行政事件を含む法律事件に関する調査もしくは分析サービスをいう。
- (2) 「見込客」とは、本サービスを利用する見込みのある法人または事業者をいう。
- (3) 「顧客」とは、本サービスの利用契約を甲と締結した法人または事業者をいう。
- (4) 「取引類型」とは、本契約末尾の選択欄において選択される、代理店型、顧客紹介型又はこれらの双方をいう。
- (5) 「代理店型」とは、乙が、本サービスの説明、提案、申込受付、契約締結に向けたフォロー、顧客対応窓口業務その他継続的な販売関連業務を自ら行う類型をいう。
- (6) 「顧客紹介型」とは、乙が見込客との接点を創出し、甲に対して商談機会及び必要情報を提供するとともに、その後の提案、商談、契約締結及び顧客対応を主として甲が実施する類型をいう。
- (7) 「対象顧客」とは、乙を通じて本サービスの利用契約を甲と締結した顧客であって、甲により乙の手数料算定対象として認定されたものをいう。

(8)「売上」とは、顧客が甲に対して支払うべき本サービスの利用料(消費税および地方消費税を除く。)をいい、決済代行業者に支払う決済代行手数料その他の費用を控除する前の金額とする。

(9)「入金済対象売上」とは、対象顧客に係る売上のうち、甲が現実に受領し、かつ、返金、取消し、チャージバック、未回収、相殺その他これらに類する控除事由が生じていない金額をいう。

(10)「鎧 YOROI 審査」とは、甲又は甲が指定する者が乙からの審査依頼を受けて見込客に対して実施する反社会的勢力該当性その他のリスクに係る調査・分析をいう。

(11)「有効契約」とは、顧客と甲との間で締結された本サービスの利用契約のうち、解約その他の事由により終了していないものをいう。

(12)「月次経常収益」とは、代理店型において乙を通じて獲得した有効契約に係るその月の利用料の合計額(消費税および地方消費税を除く。)をいう。

(13)「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日および年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日をいう。

(14)「二次代理店」とは、第6条の2に基づき、一次代理店の紹介及び甲の事前の承認を得て甲と直接本契約(取引類型を代理店型とするもの)を締結する代理店をいう。

(15)「紹介元一次代理店」とは、特定の二次代理店を甲に紹介した一次代理店をいう。

(16)「紹介料」とは、第6条の2第4項に基づき、甲が紹介元一次代理店に対して支払う金銭をいう。

第3条(本業務の内容)

1 乙が甲から委託を受ける本業務の内容は、乙が選択した取引類型に応じ以下のとおりとする。

(1) 見込客に対する本サービスの説明、利用規約を含む契約内容の案内およびこれに対する見込客の承諾取得の補助

(2) 代理店型の場合、見込客による本サービス申込みの受付、取次ぎ又は受付補助(ただし、鎧 YOROI 審査の完了後に限る。)

(3) 代理店型の場合、顧客からの問い合わせ、苦情、クレームへの対応および本サービス利用料の未回収時の対応(顧客への支払請求に関する連絡および窓口対応、ならびに第6条第7項に定

める 90 日連続未回収となった場合の解約手続を含む。ただし、弁護士法第 72 条に該当する債権回収行為は除く。)

(4) 顧客紹介型の場合、見込客との商談への同行(次項に定めるトスアップ案件の要件を満たすものに限る。)

(5) その他甲乙間で別途合意する販売支援業務

2 顧客紹介型において「トスアップ案件」として認定されるためには、乙が見込客との商談に同行したことを要する。ただし、Web 会議その他のオンライン形式による商談は、これに含まれない。

3 トスアップ案件の認定は甲が行うものとし、乙は当該判断に異議を申し立てないものとする。

4 本業務の遂行に要する費用は、乙の負担とする。ただし、事前に甲乙間で書面により別段の合意がある場合はこの限りでない。

5 選択欄において代理店型及び顧客紹介型の双方が選択された場合、乙は双方の業務を行うことができる。ただし、同一顧客又は同一売上について代理店型報酬及び顧客紹介型報酬を重複して請求することはできず、別段の定めがない限り、甲が当該案件の実態に応じて適用される取引類型を合理的に認定する。

第 4 条(本人による役務提供および収益認識)

1 顧客への本サービスの提供に関する主要な義務および責任は、すべて甲が負う。甲は、本サービスの内容・仕様・品質水準を決定し、顧客に対して直接履行責任を負う唯一の当事者である。

2 顧客との本サービスの利用契約は、甲を当事者として甲の名義で締結するものとする。甲は、顧客に対する本サービスの利用料の請求権を直接かつ排他的に保有する。

3 甲は、本サービスの利用料を自らの裁量により決定する権限を有する。乙は、甲の事前の書面による承諾なく、甲が定める利用料と異なる金額を顧客に提示してはならない。

4 顧客に対する本サービス利用料の請求書発行および集金は、甲が自ら行うものとする。甲は、自らまたは甲が指定するクレジットカード決済代行会社その他の決済代行業者(以下「決済代行業者」という。)を通じて顧客から利用料を直接受領するものとし、乙は顧客から利用料その他の金銭を直接受領しないものとする。決済代行業者に支払う決済代行手数料その他の費用は、甲の負担とする。

第 4 条の 2(鎧 YOROI 審査の受審義務)

- 1 乙は、見込客から本サービスの申込みを受け付ける前に、当該見込客について甲又は甲が指定する者による鎧 YOROI 審査を受審しなければならない。乙は、鎧 YOROI 審査の結果、当該見込客について反社会的勢力との直接もしくは間接の関係が認められた場合、当該見込客からの申込みを受け付けてはならない。
- 2 甲は、乙から審査依頼を受けた日から 3 営業日以内を目途に鎧 YOROI 審査を行うよう努める。ただし、対象者の状況その他の事情により、これより長期間を要する場合がある。
- 3 顧客紹介型の場合、乙は、見込客の情報を甲に提供することはできるが、甲又は甲が指定する者から審査完了の通知を受ける前に、申込受付、契約締結手続の完了又はこれらと同視し得る行為を行ってはならない。
- 4 乙が前各項に定める鎧 YOROI 審査を受審せずに申込みの受付を行った場合、または審査の結果にもかかわらず反社会的勢力との直接もしくは間接の関係が認められた見込客に対して申込みの受付を行った場合において、当該顧客に起因する損害、紛争その他の不利益が甲または第三者に生じたときは、乙は甲および当該第三者に対してその全ての責任を負い、甲を免責するものとする。この場合、損害賠償額の上限(第 24 条第 2 項)は適用しない。
- 5 鎧 YOROI 審査に関するデータおよび調査結果は第 12 条第 2 項に従い甲に帰属し、乙は甲の事前の書面による承諾なくこれを本業務以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならない。

第 4 条の 3(乙による鎧 YOROI 利用契約の締結・維持)

- 1 乙は、本契約の締結と同時に、甲との間で本サービスの利用規約に基づく鎧 YOROI 利用契約(以下「プラン契約」という。)を締結し、本契約の有効期間中、プラン契約を維持しなければならない。乙が選択するプランの種類は、甲乙協議の上定める。
- 2 乙がプラン契約を解除され、又は乙からプラン契約を解約した場合、乙は当然に本契約に基づく代理店としての地位を失うものとし、甲は本契約を直ちに解除することができる。

第 5 条(甲の直販権および代理店階層の制限)

- 1 甲は、本サービスを自ら直接顧客に販売する権利を留保するものとし、甲の直販(代理店を介さない販売をいう。)に係る売上について乙に対する手数料の支払義務は生じない。
- 2 乙は、甲の一次代理店(甲と直接本契約を締結した代理店をいう。)としてのみ本業務を行うものとし、本業務の全部又は一部を第三者(乙の役員及び従業員を除く。)に委託し、又は乙以外の者に代

理店・紹介者として本サービスの販売活動を行わせてはならない。ただし、第6条の2に定める二次代理店を紹介し、同条に基づく甲の事前の承認を得た場合はこの限りでない。

3 前項ただし書に基づき設置される二次代理店は代理店型に限るものとし、二次代理店がさらに別の代理店(三次代理店)を設置し、又は紹介することは、取引類型の如何を問わず一切認められない。本契約における代理店階層は、一次代理店及び二次代理店の二階層までとする。

4 甲は、乙を介さずに第三者と直接代理店契約又は顧客紹介契約を締結する権利を留保する。当該第三者との関係は、甲と当該第三者との契約に従い、本契約に基づく乙の手数料の対象とはならない。

第6条(手数料および支払条件)

1 甲は乙に対し、本業務の対価として、本条に定める手数料に消費税および地方消費税を加算した額を支払う。

2 手数料率は、取引類型に応じ、以下のとおりとする。

(1) 代理店型の場合、月次経常収益に対し30%とする。

(2) 顧客紹介型の場合、月次経常収益に対し15%とする。

3 甲は、毎月末日を締日とし、当該月に甲が決済代行業者、銀行口座、請求管理システムその他甲が利用する決済・請求管理手段を通じて現実に受領した入金済対象売上に対応する手数料(消費税等を含む。)を、当該締日後、当該締日の翌月末日(当該日が金融機関の休業日である場合は、その直前の営業日)を支払期日とし、同日までに乙の指定する銀行口座に振込送金するものとする。振込手数料は甲の負担とする。

4 対象顧客に係る有効契約が終了した場合、当該終了の効力が生じた月の翌月以降、当該契約に係る売上は手数料の計算対象から除外する。

5 甲が第3項の支払期日までに送金を行わなかった場合、甲は乙に対し、未払金額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

6 顧客のクレジットカードのチャージバック、決済の取消、返金その他の事由により、甲が決済代行業者から既に受領した利用料の全部または一部を返還することとなった場合、当該返還に対応する手数料相当額(消費税等を含む。)は、翌月以降の手数料から控除して精算するものとする。当該事由が乙の行為(説明不足、不適切な勧誘、受審義務の懈怠その他を含む。)に起因する場合、乙は、控除額が不足するときは、甲の請求に従い、当該不足額を甲に対して直接返還しなければならない。

7 乙は、本サービス利用料の未回収(クレジットカード決済の不成立、不渡その他の事由により利用料が回収できない状態をいう。)が発生した場合、代理店型の対象顧客について、自己の費用と責任において、顧客への連絡、支払請求(甲の補助として行うものに限る)、代替決済手段の案内その他の窓口対応を行うものとする。当該未回収状態が連続して90日以上継続した場合、乙は、甲に通知のうえ、当該顧客との利用契約の解約手続を行うものとする。ただし、本項は乙に対し弁護士法第72条に該当する債権回収の代行を委託するものではなく、法的督促その他の債権回収行為が必要となる場合、甲が自ら、または甲が指定する適法な業者を通じて行うものとする。

8 対象顧客が年間一括払いプランを選択した場合、甲が当該年間一括払いに係る利用料の全額を受領した月を、第3項における「現実に受領した」月として扱う。この場合、甲は、当該年間一括払いに係る利用料の全額(消費税および地方消費税を除く。)を基準として算定した1年分の手数料を、第3項の定めるところにより一括して乙に支払う。

第6条の2(二次代理店制度)

1 乙(一次代理店に限る。以下本条において同じ。)は、甲の事前の書面(電磁的方法を含む。)による承諾を得た場合に限り、甲との間で本契約と同内容の契約(取引類型を代理店型とするものに限る。)を直接締結する第三者(以下「二次代理店」という。)を紹介することができる。顧客紹介型での二次代理店の設置は認められない。

2 甲は、二次代理店となろうとする者について、第4条の2に準じた反社会的勢力該当性の確認その他甲が必要と認める審査を実施した上で、前項の承諾の可否を判断する。

3 二次代理店は、甲との間で直接契約を締結するものとし、本業務の遂行、本サービス利用料の請求権の帰属、顧客対応窓口義務その他本契約に定める権利義務は、乙と甲との間と同様に、二次代理店と甲との間に直接生じる。

4 甲は、二次代理店を紹介した乙(以下「紹介元一次代理店」という。)に対し、当該二次代理店の月次経常収益の5%に相当する額(以下「紹介料」という。)を、第6条の定めに準じて紹介元一次代理店に直接支払う。

5 二次代理店の手数料率は、紹介元一次代理店について前条第2項に基づき定められた代理店型の料率から5ポイントを控除した率とする。

6 乙(紹介元一次代理店)は、二次代理店が甲に対して負う本サービス利用料の未回収に関する精算義務(第6条第6項に準ずるものをいう。)および損害賠償債務(第24条に準ずるものをいう。)につ

いて、甲・乙・当該二次代理店の三者間で締結する二次代理店契約書に定める極度額を限度として、二次代理店と連帯してその履行を保証する。

7 前項の保証は、乙が、甲および当該二次代理店との間で締結する二次代理店契約書に、紹介元一次代理店(丙)として記名することにより成立するものとし、極度額その他保証の内容は当該二次代理店契約書の定めるところによる。乙が当該二次代理店契約書に丙として記名しない場合、甲は当該紹介に係る紹介料を支払う義務を負わず、また本項の保証は効力を生じない。

8 二次代理店は、自らさらに別の代理店(三次代理店)を紹介し、又は設置することはできない。

9 本条に定めるほか、二次代理店と甲との契約関係については、本契約の定め(取引類型を代理店型とする場合の規定に限る。)を準用する。

第7条(報告義務)

1 代理店型の場合、乙は、毎月末日を締日として、翌月3営業日までに以下の事項を甲に報告しなければならない。

(1) 未回収状態にある顧客の件数、未回収期間および対応状況(90日連続未回収による解約手続の進捗を含む。)

(2) その他甲が合理的に求める事項

2 顧客紹介型の場合、乙は、見込客との商談を設定するにあたり、見込客の名称及び連絡先を甲に速やかに共有しなければならない。

3 乙は、甲から求められた場合、前各項の他、甲が求める資料を速やかに提出しなければならない。

第8条(帳簿監査権)

1 甲または甲が指定する第三者(公認会計士、監査法人を含む。)は、本契約に基づく取引の正確性を確認するため、合理的な事前通知(10営業日前)をもって、乙の営業時間内に、乙の本業務に関する帳簿、記録その他の関連資料(鎧 YOROI 審査の記録を含む。)を閲覧し、監査することができる。

2 乙は、前項の監査に誠実に協力し、甲または甲の指定する第三者が求める資料を速やかに提供しなければならない。

3 監査の結果、乙の報告内容と実態との間に重大な乖離が認められた場合、乙は速やかにその差額を精算するとともに、甲に対し合理的な是正措置を講じなければならない。

第9条(甲の協力義務)

甲は、乙が本業務を円滑に遂行できるよう、以下の協力を行うものとする。

- (1) 本サービスのデモンストレーション環境の提供および維持
- (2) 販売活動に必要な技術的サポートの提供
- (3) 販促資料、パンフレットその他の営業ツールの作成および適時の更新
- (4) 本サービスに関する研修・トレーニングの実施
- (5) 顧客からの技術的な問合せに対する対応支援
- (6) 決済代行業者から取得する顧客の入金データ(顧客ごとの利用料金額、入金日、入金額、チャージバック・返金等を含む。)の、毎月翌月2営業日までの乙への提供

第10条(再委託の禁止)

- 1 乙は、第5条第2項に定めるとおり、本業務を自ら遂行するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。
- 2 乙が前項の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託した場合であっても、乙は、当該第三者の行為について、自ら行ったものと同様の責任を負う。

第11条(本業務の実施方法)

- 1 乙は、甲から貸与される販促ツール等を使用して本業務を遂行するものとする。乙が独自の販促資料を使用する場合は、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
- 2 乙は、顧客等に対し、本サービスについて紹介または説明する際に、虚偽または誇大な表現を用いてはならない。
- 3 乙は、本業務の遂行に際し、甲の指導する内容および適用法令を遵守するものとする。

第12条(知的財産権およびデータの帰属)

- 1 本サービスに関する一切の知的財産権(商標権、著作権、特許権、ノウハウを含むがこれらに限られない。)は甲に帰属する。

2 本業務を通じて取得された顧客データ、利用者情報、調査結果(鑑 YOROI 審査の結果を含む。)その他一切のデータは甲に帰属する。乙は、甲の事前の書面による承諾なく、これらのデータを本業務以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならない。

3 乙は、甲の商標等を、甲の事前の書面による承諾を得た範囲内でのみ使用することができる。

第 13 条(個人情報の取扱い)

1 乙は、本業務の遂行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令を遵守しなければならない。

2 乙は、甲の定める個人情報取扱規程に従い、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 乙は、本契約の終了後、甲の指示に従い、本業務に関連して保有する個人情報を速やかに返還または安全に廃棄しなければならない。ただし、第 23 条第 2 項に定める引継対象顧客の個人情報については、引継義務の履行が完了するまでの間、同条の定めに従って取り扱うものとし、廃棄してはならない。

4 甲は、乙による個人情報の取扱いが本条、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令及び甲の定める個人情報取扱規程に適合していることを確認するため、乙に対し、取扱状況に関する報告又は必要な資料の提出を求めることができる。乙は、甲から前記の報告又は資料提出を求められた場合、速やかにこれに応じなければならない。甲からは正を求められた事項がある場合、乙は、甲の合理的な指示に従い、速やかに是正措置を講じ、その実施状況を甲に報告しなければならない。

第 14 条(秘密保持義務)

1 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示された経営、技術、営業および顧客に関する情報、その他一切の情報(以下「秘密情報」という。)を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれない。

(1) 開示時点で既に公知であった情報

(2) 開示時点で既に受領者が保有していた情報

(3) 開示後、受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

3 前二項の規定にかかわらず、「鎧 YOROI」を構成し又は甲が保有する反社会的勢力に関する情報、顧客に関する情報、利用者情報、調査結果(鎧 YOROI 審査の結果を含む。)は秘密情報に含むものとする。

4 本条の義務は、本契約の終了後も 3 年間存続する。

第 15 条(競業避止)

1 乙および乙の関連会社は、本契約の有効期間中、本サービスと競合するサービスの販売代理、顧客紹介その他これらに類する業務を第三者との間で行ってはならない。

2 前項の義務は、本契約の終了後も 12 ヶ月間存続する。

第 16 条(禁止事項)

乙は、本契約期間中か否かにかかわらず、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 事由の如何を問わず、本サービス利用中の顧客に対し本サービスの解約を促す行為(ただし、第 6 条第 7 項に基づく未回収解約手続は除く。)

(2) 甲の事前の承諾なく、甲の名義を使用し、または甲を代理する旨を表示する行為

(3) 第 4 条の 2 に定める鎧 YOROI 審査を受審せずに申込みの受付を行う行為

(4) 顧客から本サービス利用料その他の金銭を直接受領する行為

(5) 第 5 条第 2 項に違反して本業務を第三者に行わせる行為

(6) その他本契約の趣旨に反し、甲乙間の信頼関係を破壊すると認められる行為

第 17 条(責任の分担)

1 甲は、本サービス自体の機能、品質または内容(YOROI の調査・分析機能の瑕疵を含む。)に起因して顧客または第三者に損害が生じた場合、当該損害に対して責任を負う。

2 乙は、乙による販売行為又は紹介行為(説明・勧誘・表示・受審義務の懈怠その他の営業行為を含む。)に起因して顧客または第三者に損害が生じた場合、当該損害に対して全責任を負い、甲は一切の責任を負わない。

3 乙が第 4 条の 2 に定める鎧 YOROI 審査の受審義務に違反した場合に生じた損害については、本サービス自体の瑕疵の有無にかかわらず、乙が全責任を負う。甲は、かかる損害についていかなる賠償責任も負わない。

4 乙は、前二項に定める乙の責任に起因して甲に対して損害賠償等の請求がなされた場合、甲に代わって対応するとともに、甲に生じた一切の損害(弁護士費用を含む。)を補償しなければならない。

第18条(顧客対応窓口義務)

1 代理店型の場合、乙は、乙を通じて獲得した顧客からの問い合わせ、苦情、クレームその他のトラブル(本サービス利用料の未回収に関する事項を含む。以下「顧客対応事項」という。)について、その一次対応窓口となる義務を負う。乙は、顧客対応事項が生じた場合、速やかに自ら顧客に対応し、甲に対して当該対応の内容および経緯を書面により報告しなければならない。

2 乙は、顧客対応事項が乙の販売行為に起因すると合理的に判断される場合、甲の指示を待たずに自己の費用と責任において解決に当たらなければならない。乙は、当該対応において甲の名義または信用を毀損するような言動を行ってはならない。

3 顧客対応事項が本サービス自体の機能または品質の瑕疵に起因すると判断される場合は、乙は速やかに甲に通知し、甲が対応主体となる。ただし、乙は当該対応において甲に協力する義務を負う。

4 乙が本条に定める顧客対応窓口義務を怠ったことにより甲に損害が生じた場合、乙は当該損害(甲が顧客対応のために要した費用および弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

5 顧客紹介型の場合、本条は適用しないが、乙は、甲から合理的に求められた場合、見込客又は顧客との連絡、事実確認及び資料提出に協力しなければならない。

第19条(反社会的勢力の排除)

1 甲および乙は、自己ならびに自己の役員および従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

2 甲および乙は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、または反社会的勢力と関係を有することが判明した場合、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

3 前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除した当事者は一切の損害賠償責任を負わない。

第20条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。
- 2 前項の期間満了の3ヶ月前までに甲または乙のいずれからも書面による終了の通知がなされない場合、本契約は同一条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第21条(中途解約)

- 1 甲は、3ヶ月前までに乙に書面で通知することにより、本契約を将来に向かって解約することができる。
- 2 乙は、3ヶ月前までに甲に書面で通知することにより、本契約を将来に向かって解約することができる。

第22条(解除)

甲および乙は、相手方に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反を是正しないとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
- (3) 手形または小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (4) 営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (5) 事業の廃止または合併によらない解散の決議をしたとき
- (6) 事業経営が著しく不振となり、または信用を著しく失ったと認められる相当の事由があるとき
- (7) 2週間以上にわたり通常的手段により連絡が取れなくなったとき

第23条(契約終了後の措置)

- 1 本契約が終了した場合(期間満了、中途解約、解除のいずれを問わない。)、乙は、保有する販促ツール、顧客データその他甲の秘密情報および個人情報を速やかに甲に返還し、または甲の指示に従い安全に廃棄しなければならない。ただし、第2項に定める引継対象顧客に係る顧客情報については、引継義務の履行が完了するまでの間、同項の定めに従って取り扱うものとし、廃棄してはならない。

2 代理店型の場合、乙は、本契約が終了した場合、乙を通じて獲得した有効契約のある顧客(以下「引継対象顧客」という。)について、本契約の終了日から 30 日以内に、顧客情報(顧客名、連絡先、契約内容、支払状況その他甲が指定する事項を含む。)を甲の指定する形式で甲に引き渡し、甲が顧客との関係を直接継続するために必要な協力を誠実に行わなければならない(以下「引継義務」という。))。

3 甲が乙に対して支払う手数料は、第 6 条の定めに従い本契約終了日までに現実に受領した入金済対象売上に対応する範囲に限るものとし、本契約終了後に甲が受領する売上(引継対象顧客に係るものを含む。)について、乙はいかなる名目によっても手数料又は対価を請求することができない。

4 本契約終了後も、引継完了までの間、乙は代理店型の対象顧客について、本契約に基づく未回収対応義務(第 6 条第 7 項)および顧客対応窓口義務(第 18 条)を引き続き履行するものとする。

第 24 条(損害賠償)

1 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方の故意または過失により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、債務不履行の直前 12 ヶ月間に甲が乙に支払った手数料の総額を上限とする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 故意または重大な過失に起因する損害

(2) 個人情報の漏洩に起因する損害

(3) 反社会的勢力に関連する損害

(4) 第 13 条(個人情報の取扱い)及び第 14 条(秘密保持義務)に違反したことに起因する損害

(5) 第 4 条の 2(鑑 YOROI 審査の受審義務)に違反したことに起因する損害

第 25 条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位ならびに本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、移転し、または担保に供してはならない。

第 26 条(合意管轄)

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 27 条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上、解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本契約は電子契約により締結するものとし、甲乙は本契約書の電磁的記録に電子署名を行うことにより、その成立を証するものとする。

【取引類型の選択】

乙が行う取引類型について、該当する□に✓を入れる。

☐ 代理店型 ☐ 顧客紹介型 ☐ 代理店型及び顧客紹介型の双方

甲

東京都港区赤坂六丁目9番17号 赤坂メープルヒル5階

株式会社 DENKANOHOTO

代表取締役 石井 聡

乙

【署名】